

行政改革大綱の改定の基本方針（案）

1 目的 ～「ふるさと青森県の再生・新生」実現のための大改革～

「ふるさと青森県の再生・新生」実現を目指した自主自立の青森県づくりを着実に進めていくため、県民に真に必要なサービスを継続して提供できる安定した行財政運営体制の構築を図る。

このため、県行政の全般にわたる抜本的な見直しを行い、効果的な行財政運営の確立を図る。

本県では、長引く経済・雇用情勢の低迷など、多くの困難な課題を抱えているが、真に県民の幸せと県勢の発展につながる未来を切り拓き、次代を担う子どもたちへかけがえのない「ふるさと青森県」を責任を持って引き継いでいくためには、自主自立の青森県づくりを着実に進めていく必要がある。

しかしながら、これを支えるべき本県財政は、自主財源に乏しく、脆弱な財政構造であることに加え、公債費等の義務的経費の増加などにより、財源不足額が年々拡大し、極めて厳しい状況に直面していたことから、財政再建団体への転落を回避し、将来にわたって様々な環境変化に機動的・弾力的に対応できる効率的かつ持続可能な財政構造を構築するため、昨年11月に財政改革プランを策定したところである。

この財政改革プランでは、平成16年度から平成20年度までの5年間で見込まれる2,032億円に上る財源不足額を解消しつつ、平成20年度において財政の収支均衡を図ることとしたところであるが、国の「三位一体の改革」による地方交付税総額等の急激かつ大幅な削減の影響により、財源不足額は、平成16年度から平成20年度までの5年間で2,900億円程度に拡大するものと見込まれるところである。こうした国の「三位一体の改革」の進展によって、本県行財政運営体制は、根底から大きく揺らいでおり、本県は、今まさに、危機に直面し、このままでは立ち行かない状況にある。

このため、財政改革プランで掲げる歳出削減、歳入確保等の取組を徹底し、及び加速するとともに、これに加えての新たな視点からの取組を含め、大改革を断行することが喫緊の課題となっている。

この大改革は、「公の業務とは何か」、「県の業務とは何か」を問い直すものであり、自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立に向け、行財政運営システムの簡素・効率化を推進するとともに、県行政の役割分担の抜本的な見直しを行い、及び行政の経営革新を図るものである。

この大改革の強力な推進により、新青森県基本計画(仮称)を着実に推進し、「参加」、「共生」、「創造」そして「公平」の基本理念の下、人材育成・教育という「人づくり」の視点に配慮しながら、創造性と活力あふれる「産業・雇用」、共に支え合う、健やか・安心の「福祉」、次世代へ誇れる財産としての「環境」の3分野をはじめとする施策のより積極的な推進につなげ、真に県民の幸せと県勢の発展につながる未来を切り拓き、「ふるさと青森県の再生・新生」実現を目指すものである。

2 推進項目

「ふるさと青森県の再生・新生」実現のための大改革に当たっては、(1)自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立、(2)県の役割の見直しによる行政サービス提供体制の新たな構築、(3)県民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進の3つの推進項目を定め、県行政の全般にわたる抜本的な見直しに取り組んでいくものとする。

(1) 自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立

～行財政運営システムの簡素・効率化～

厳しい財政環境の下にあって、県政の抱える重要課題に的確かつ機敏に対応しつつ、自主自立の青森県づくりを着実に進めていくため、行財政運営システムを簡素・効率化するなど、これを支える行財政基盤の確立を図る。

(2) 県の役割の見直しによる行政サービス提供体制の新たな構築

～県行政の役割分担の抜本的な見直し～

県行政の役割分担の抜本的な見直しの下、県民に真に必要な行政サービスを自主的、効果的、効率的に提供していくため、地域において社会公共的なサービスを支える民間企業、市民活動団体等や市町村との適切な役割分担に基づき、民間にできることは民間に、住民に身近な行政サービスは市町村に委ねるなど、民間・市町村との協働により、行政サービス提供体制の新たな構築を図る。

(3) 県民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進 ～行政の経営革新～

県民の行政ニーズを的確に反映し、コスト意識とスピード感を持って、質の高い行政サービスを提供していくため、行政資源のより適切な活用を図る経営システムを確立するとともに、職員の抜本的な意識改革を図るなど、行政の経営革新に取り組み、県民の目線に立った成果重視型の行政経営を推進する。

3 取組期間

平成16年度から平成20年度までの5年間とする。

推進項目に係る主な検討事項

推進項目	推進項目に係る主な検討事項	
<p>I 自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立</p> <p>～行財政運営システムの簡素・効率化～</p>	1 組織の簡素・効率化	(1) 知事部局・教育庁・警察本部 ○ 本庁・出先機関の組織の見直し、警察署、交番、駐在所の再編 (2) 附属機関等の統廃合 (3) 職制の見直し
	2 職員数の適正化	(1) 職員数の適正化 ○ 一般行政部門、教育部門など (2) 早期退職の推進
	3 職員給与の適正化	(1) 給与制度の見直し (2) 諸手当等の見直し
	4 事務の効率化	(1) 権限委譲 ○ 出先機関への権限委譲、決裁区分の見直し (2) 総務事務の一元処理、財務会計制度の見直し (3) 予算執行の効率化等 ○ 契約システムの改善、公共事業の執行体制の見直しなど
	5 公共工事コスト及び施設の管理運営コスト等の縮減	(1) 公共工事コストの縮減 (2) 県有資産の総合的な利活用 ○ ファシリティマネジメントの導入 ○ 施設の維持管理コスト等の縮減
	6 歳入確保の取組	(1) 県税 (2) 使用料・手数料
<p>II 県の役割の見直しによる行政サービス提供体制の新たな構築</p> <p>～県行政の役割分担の抜本的な見直し～</p>	1 行政サービス提供施設等の再編と運営体制の見直し	(1) 試験研究施設、技術指導・普及施設、人材育成・研修施設 (2) 社会教育施設・県立学校、社会福祉施設等 (3) 都市公園・駐車場・下水道施設・県営住宅等 (4) 公営企業その他公の施設 (5) 地方独立行政法人制度の導入
	2 市町村との連携協働	(1) 事務権限の移譲等 (2) 市町村との連携 ○ 市町村との事業の共同実施、市町村への職員派遣
	3 民間活力の活用	(1) 民営化等の推進 ○ 民営化(民間移譲)、公設民営方式の導入、指定機関の活用 (2) 指定管理者制度の導入 (3) 民間委託の推進 (4) 民間資金の活用 ○ P F I の活用、民間資金の導入 (5) 市民活動団体等との協働
	4 公社等の改革等	(1) 公社等の統廃合 (2) 公社等の経営改革 ○ 経営の独立化、業務の見直し及び職員数の適正化
	5 県関与の見直し	(1) 事務事業等の見直し ○ 事務事業の整理合理化、補助金・負担金等の整理合理化 (2) 各種団体等への関与の見直し
<p>III 県民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進</p> <p>～行政の経営革新～</p>	1 行政経営システムの確立	(1) 行政経営システムの構築 ○ 行政評価の見直し・活用、行政経営システムの構築 (2) 電子県庁 ○ ナレッジマネジメントの強化、行政手続の電子化など
	2 県民との情報共有	(1) 広報広聴機能の充実 (2) 情報公開と個人情報保護
	3 規制緩和の取組	(1) 規制の廃止・緩和 (2) 許認可等の要件・届出・報告の緩和
	4 職員の意識改革と能力向上	(1) 人事制度の見直し ○ 人事評価制度の確立、人材の確保・人材の育成 (2) 意識改革 ○ コスト意識の徹底、研修制度の見直し